

浅口市公告第 9 号

公募型プロポーザル方式により、下記実施要領に基づき業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 23 日

浅口市長 栗 山 康 彦

記

浅口市庁内ネットワークシステム等整備事業公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

浅口市の現行庁内ネットワークシステムは、保守期限を迎えるため、安定した安全な運用を行うため、現行ネットワークの更新を行う。

更新に当たって、ネットワーク管理の簡素化・省力化及び職員の業務効率の向上、今後の自治体 DX の進展等による通信量の増加なども見据えた可用性・拡張性の確保を目指すとともに、費用対効果に優れた次期庁内ネットワークシステムの構築を行うことを目的とする。

また、ネットワークの更新に併せて、電子メールのセキュリティ強化及び業務の効率化を図りメールシステムの整備を合わせて行う。

2. 業務概要

(1) 業務名称

浅口市庁内ネットワークシステム等整備事業

(2) 業務内容

別紙 1「浅口市庁内ネットワークシステム等整備事業に係る仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

※本事業における機密性の高い資料（資料 2～6）については、「様式第 1 号 参加申請書」及び「様式第 5 号 宣誓書」の提出のあった事業者のみにメールで送付する。

(3) 業務実施期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※ネットワークの移行・各システムの構築は令和 8 年 2 月末までに行い、運用開始を令和 8 年 3 月からとすること（運用保守、リース料等は令和 8 年 3 月から発生するものとする）

3. 提案上限価格

事業費総額 142,000 千円（消費税および地方消費税に相当する額を除く。）

①上記、事業費総額は、導入経費及び導入から 5 年間の運用経費を含む総額とする。

②各経費の上限は下記のとおりとする。

導入経費（消費税および地方消費税に相当する額を除く。）

- ・ 構築費 28,000 千円
- ・ 備品費 18,000 千円

運用経費（消費税および地方消費税に相当する額を除く。）

リース料・運用保守費用等（1 ヶ月分） 1,600 千円

※リース料は、5ヵ年の長期継続契約を実施することを想定しての提案とすること。

（リース満了後は無償譲渡を行うこと。）

4. 事業者の選定方法

事業者選定については、価格のみではなく、業務実績、専門性、技術力、企画力などを総合的に評価し、本市の求める事業内容に最も合致した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 令和7年度浅口市競争入札（見積）参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 浅口市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成19年浅口市告示第65号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 浅口市建設工事等暴力団関係者対策措置要綱（平成18年浅口市告示第101号）に基づく指名除外を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定をうけているものを除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

6. スケジュール

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (1) 公告 | 令和7年5月23日（金） |
| (2) 参加申請 | 令和7年6月6日（金）17時まで |
| (3) 質問期限 | 令和7年6月6日（金）17時まで |
| (4) 質問回答期限 | 令和7年6月13日（金）17時まで |
| (5) 提案書等提出期限 | 令和7年6月25日（水）17時まで |
| (6) プレゼンテーションの実施 | 令和7年7月9日（水）予定 |
| (7) 審査結果通知 | 令和7年7月中旬 |
| (8) 契約締結 | 令和7年7月下旬 |
| (9) 現地確認 | 参加申請書の受理日から令和7年6月17日（火）まで |

※提案書の提出について、電子メールの場合は、各期限を本市での受信時間を必着とするため期限より早めに送信をすること。岡山県セキュリティクラウドにより、送信時間と受信時間

がずれることがあるため。

7. 参加申請

本プロポーザルに参加する場合は、以下のとおり参加申請を行うこと。

(1) 提出先

浅口市役所企画財政部デジタル戦略課

電子メール：joho@city.asakuchi.lg.jp

(2) 申請方法

電子メールで「様式第1号 参加申請書」を送付すること。

参加申請のあった事業者には、詳細な資料を送付するため「様式第5号 宣誓書」も提出すること。

(3) 申請期限

令和7年6月6日（金）17時まで

※参加申請書の提出について、電子メールの場合は、各期限を本市での受信時間を必着とするため期限より早めに送信をすること。岡山県セキュリティクラウドにより、送信時間と受信時間がずれることがあるため。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

別紙2「企画提案書等提出書類一覧」に掲げる書類

(2) 提出先

浅口市役所企画財政部デジタル戦略課

(3) 提出方法

PDF形式にて、電子メールもしくは大容量ファイル送受信サービスで提出するものとする。

メールアドレス joho@city.asakuchi.lg.jp

※電子メールの受信サイズの上限は8MBであるため、作成した提出書類については、CD-RまたはDVD-Rにて提出しても差し支えない。

※大容量ファイル送受信サービスを利用する場合、岡山県セキュリティクラウドの設定等により本市からアクセスできない場合もあるため、事前に確認すること。

(4) 提出期限

令和7年6月25日（水）17時まで

※提案書の提出について、電子メールの場合は、各期限を本市での受信時間を必着とするため期限より早めに送信をすること。岡山県セキュリティクラウドにより、送信時間と受信時間がずれることがあるため。

(5) その他

- ・提出期限以降における提出データの差し替えおよび再提出は認めない。

- ※提出期限以前に差し替えを行う場合は、番号を附番し提案書の表紙に記載すること。

- ・提案書の内容について、本市から確認等を行う場合がある。

9. 質問

本プロポーザルに関して、質問事項がある場合は以下のとおり質問を行うこと。

(1) 提出先

浅口市役所企画財政部デジタル戦略課

電子メール：joho@city.asakuchi.lg.jp

(2) 質問方法

電子メールで「様式第6号 質問表」を送付すること。

(3) 質問期限

令和7年6月6日（金）17時まで

※期限を本市での受信時間を必着とするため期限より早めに送信をすること。岡山県セキュリティクラウドにより、送信時間と受信時間がずれることがあるため。

(4) 質問への回答

令和7年6月13日（金）17時までに、本市ホームページ上に掲載する。

(5) その他

評価等に影響を及ぼす恐れのある質問については受け付けない。

また、質問に対する回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

10. 現地確認

本プロポーザルに関して、現地確認を希望する場合は以下のとおり申請を行うこと。

(1) 提出先

浅口市役所企画財政部デジタル戦略課

電子メール：joho@city.asakuchi.lg.jp

(2) 申請方法

電子メールで「様式第7号 現地確認申請書」を送付すること。

(3) 申請期限

参加申請の受理日から令和7年6月17日（火）まで

※現地確認を希望する日の5日前（土・日・祝日は含まない）には提出をすること。

(4) 申請への回答

申請のあった日の翌々日（土・日・祝日は含まない）までにメールで回答する。

(5) 訪問者数

訪問者は4名以内とすること。

(6) その他

- ・現地確認は参加申請が受理された事業者のみとする。

- ・質問がある場合は「9. 質問」に準じて行うこと。その場合の質問期限も「9. 質問」に準ずることとする。

※原則、現地確認の際には、質問を受け付けない。

- ・現地確認は原則1日とする。

※確認を希望する施設の都合により、複数日に分かれる場合がある。

11. プレゼンテーション

- (1) 実施日は令和 7 年 7 月 9 日（水）を予定している。詳細は提案書提出後に連絡する。
※プレゼンテーションの実施順は、提案書の受付順とする。
- (2) 場所は浅口市本庁 3 階第 1 会議室（岡山県浅口市鴨方町六条院中 3050）を予定している。
- (3) プレゼンテーションは、提案事業者が提出した「企画提案書」をもとに行うこと。
※企画提案書以外の資料や補足資料の配付等は認めない。
- (4) プレゼンテーションの時間は、説明 30 分（システムの操作デモを含む）以内とし、質疑応答 20 分程度とする。（準備および片付け 5 分程度）
- (5) プレゼンテーションに必要な機器（パソコン等）は提案事業者が用意すること。
※大型モニター、HDMI ケーブルは本市で用意する。
- (6) プレゼンテーション出席者は、4 名以内とする。
- (7) プレゼンテーション方式および出席者は、Web も可とするが、パソコンおよびネットワーク環境は提案事業者が用意すること。また、その場合の出席者も 4 名以内とする。
※現地及び Web の両方で参加する場合も参加者は併せて 4 名以内とする。
- (8) プレゼンテーションについては、公平性を確保するため非公開とする。

12. 審査方法および評価基準

本市職員で組織する審査委員会において、別紙 4「評価基準」の項目を総合的に審査・評価し、点数の合計が満点の 5 割以上であった者のうち、最高点の提案事業者を優先交渉事業者として選定する。

なお、最高点の者が複数となった場合、「様式第 3 号（提案見積書）」における事業費総額の見積金額の合計が最も安価な者を上位とし、この金額も同じ場合は審査委員会の採決により決定する。提案事業者が 1 者の場合も総評価点が満点の 5 割以上であれば有効とする。

13. 審査結果の通知

- (1) 審査の結果について、審査終了後すべての提案事業者に電子メールで通知する。
- (2) 審査の経過および内容に関しては、いかなる問合せにも応じない。
- (3) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

14. 契約

審査の結果、優先交渉事業者と本業務仕様の契約交渉を行う。ただし、次のいずれかに該当し優先交渉事業者と契約が締結できない場合は、次点候補者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 優先交渉事業者と契約交渉が成立しない場合
- (2) 優先交渉事業者が契約の締結を辞退した場合
- (3) その他の理由により優先交渉事業者と契約の締結が不可能となった場合

15. 業務の範囲

本業務の範囲は、仕様書を基本とするが、本市の判断により、契約締結時において、提案事業者が行った提案内容を追加、変更できるものとする。

16. 失格の要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (2) 上限価格を超えた見積りを提出した場合
- (3) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
(遅刻した者のプレゼンテーションへの途中参加は認めない)
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと本市が認める場合
- (5) 本事業の仕様書の内容を満たしていない場合
- (6) 提出が必要な書類が揃っていない場合
- (7) 提出期限を過ぎて企画提案書の提出があった場合
- (8) 本実施要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合

17. 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成および提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提案報酬は、支払わないものとする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 誤字脱字等がある場合は、プレゼンテーション時に説明すること。
- (5) 提案書類の著作権は提案事業者に帰属するが、審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。
ただし、提案事業者の承諾なく、他自治体などの外部機関への公開・配付はしない。
- (6) 「様式第1号 参加申請書」を提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の前日までに「様式第8号 参加辞退届」を提出すること。
- (7) 本プロポーザルにより得られた情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写等をしてはならない。
受託事業者以外は、市から提供あった資料は破棄を行うこと
- (8) 提案するシステム等のバージョンアップ予定がある場合は、可能な限りバージョンアップの内容、時期などを提案書内に記載すること。

18. 担当部署

名 称：企画財政部 デジタル戦略課

所在地：岡山県浅口市鴨方町六条院中 3050 番地

連絡先：電話 0865-44-7008（デジタル戦略課）

FAX 0865-44-5771

メールアドレス joho@city.asakuchi.lg.jp